

大町町放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大町町では、大町ひじり学園小学部に就学する児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的とし、設置された放課後児童クラブの運営業務について、より効率的、効果的に達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者による業務委託を行うこととし、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、その事業を委託する優先交渉権者を選定する。

2 業務の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 委託業務名 | 大町町放課後児童クラブ運営業務 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書のとおり |
| (3) 委託業務期間 | 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間 |
| (4) 提案限度額 | 13,680,000円
※金額は、仕様書にある業務の実施に係る全ての費用を含む。 |
| (5) 履行場所 | 大町町放課後児童クラブ |
| (6) 留意事項 | 本業務は、平成31年4月1日委託開始の業務であり、平成31年3月の本町議会において、本業務に係る平成31年度予算が議決された時点で、業務委託が行われることが決定するため、本業務に係る予算が議決されなかった場合には、契約を締結しないものとする。その場合、それまでに要した費用については、プロポーザル参加事業者の負担とする。 |

3 公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を特定する理由

事業者に係る業務実績、専門性、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から審査し、本業務を委託するにあたり、最も適する事業者を判断するため。

4 参加資格

本業務委託の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないもの。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないもの。

- (3) 参加表明書の提出期限までに、官公庁から指名停止措置を受けていないもの。
- (4) 履行場所から60分以内に本社又は営業所等を有し、緊急対応ができること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定に該当しないもの。
- (6) 大町町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号の規定に該当しないもの。
- (7) 佐賀県内で放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、児童館、児童福祉施設いずれかの運営実績があること。

5 選定方法

大町町の関係部局職員において提出書類による一次審査を行う。その後、プレゼンテーションによる二次審査を行い、評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

6 参加申込方法

プロポーザルに参加希望の場合、以下の書類等を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）

※（注）平成29年・30年度大町町入札参加資格者名簿に登録がない者は、以下の書類等を準備すること。

ア) 営業所一覧表 イ) 業務経歴書 ウ) 財務諸表 エ) 納税証明書（国税・都道府県税・市町村税） オ) 登記簿謄本 カ) 委任状 キ) 使用印鑑届 ク) 印鑑証明書

※謄本、証明書等はコピー可。

- ③ 業務実施体制（様式3）
- ④ 業務実績表（様式4）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）

※下記の事項については必ず記載すること。

- ア 運営方針・理念について。
- イ 保育方針と保育内容について。
- ウ 配慮の必要な児童について。
- エ 事故防止策・事故発生時対応・衛生管理について。
- オ 物品・おやつの調達方法について。
- カ 保護者との連携について
- キ 苦情対応について
- ク 外部との連携について
- ケ 児童虐待等への対応について

- コ 支援員配置について
- サ 支援員採用基準・雇用条件・研修について
- シ 業務開始までのスケジュールについて
- ス 個人情報保護について
- セ 類似業務の受託実績について

⑥ 見積書（任意様式、但し、委託費の内訳を記載すること。）

(2) 提出書類の規格

サイズはA4版を基本とする。また、本要領8 - (1)の評価項目に沿って記載すること。

(3) 提出部数

参加申込書1部、その他各6部。（ただし、※（注）によるア）からク）の添付書類は1部とする。）

(4) 提出書類の取扱い

- ① 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ② 提出された書類は、返却しない。
- ③ 提出された書類は、必要に応じて複製する場合がある。
- ④ 提出された書類は、原則公開しないものとするが、大町町情報公開条例（平成30年条例第99号）に規定する公文書となることから、情報公開請求やその他の法令に基づいた請求があったときは、提出した事業者の意見を聞いたうえで公開する可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより提出した事業者が不利益を被る恐れのある情報については、マル秘マークを付加するなど、適切な措置を講ずること。
- ⑤ 提出書類にかかる一切の経費については、提出する事業者の負担とする。

(5) 提出期限

平成31年2月19日（火） 17時必着

(6) 提出先及び方法

提出先 : 大町町役場 子育て・健康課

提出方法 : 持参

提出先住所 : 〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町5017番地

(7) 質問書（様式5）の受付

受付期間 : 平成31年2月1日（金）から平成31年2月15日（金）まで。

受付方法 : 初回の質問はFAXとし、回答については、質問書に記載されたアドレスに電子メールにて行う。2回目以降は電子メールにて行う。
※電話による質問は受け付けない。

7 審査日程

プロポーザルについての審査日程は、以下のとおりとする。

- (1) 提出書類による一次審査を行う。
【一次審査日：平成31年2月20日（水）】
- (2) 一次審査の結果については、参加表明した者に文書により通知する。
【一次審査結果通知：平成31年2月22日（金）までに通知】
- (3) 二次審査の開催日については、二次審査参加資格者に別途連絡する。
【二次審査日：平成31年2月26日（火）※予定】
- (4) 二次審査の結果については、二次審査参加者に文書により通知する。
【二次審査結果通知：平成31年2月28日（木）※予定】 企画提案の手続き等

8 評価基準

- (1) 評価項目は下表のとおりとする。

評価項目

1 企画提案書等	企画提案書及びプレゼンテーションを通じて、提案内容、業務遂行能力、計画実現性を評価する。
2 業務の実施体制	スケジュールの合理性 取組体制
3 実績	同種業務実績
4 見積額	価格の適正

- (2) プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とする。その後、質疑時間を設ける。

9 支援員の雇用

現放課後児童クラブに雇用されている者が、請負者への転籍を希望した場合は、原則として優先的に雇用すること。

10 契約内容協議及び契約

優先交渉権者が選定された後、速やかに提案の内容と本町の意向及び契約金額等について協議調整を行う。協議調整がつかなかった場合は、次点の者を優先交渉権者とし、協議を開始する。

11 失格

次の各号の一つに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提出書類の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 参加申込書等の提出期限から契約までの間に、官公庁から指名停止措置を受けた場合。
- (5) この要領に定められた以外の手法により、選定委員会又は関係者に提出書類作成に関する援助を直接的、間接的に求めた場合。

12 その他

- (1) プロポーザル提出書類に虚偽の記載をし、失格とされた場合、その者に対して大町町の指名停止措置を行うことがある。